

第7回後見センターだより

1 はじめに

今回の後見センターだよりでは、前回（第6回）に引き続き、本人死亡後相続人等への財産引継ぎまでの監督について説明します。今回説明するのは、本人の死亡後、①後見人等¹による民法918条2項に基づく相続財産管理人選任の申立てに関する手続と、②管理財産が少額の事案における後見事務終了までの流れについてです。なお、大阪家庭裁判所家事4部では、後見人等による民法918条2項の相続財産管理人選任申立ては後見センターで担当し、民法952条の相続財産管理人選任の申立ては財産管理係で取り扱いますので、ご留意ください。

2 民法918条2項に基づく相続財産管理人選任申立について

(1) 本人死亡後の管理計算報告・引継事務の通常の流れ（第6回の要約）

後見人等は、知れたる相続人1名に対して管理計算報告(民法870条)及び相続財産引継ぎ(民法869条, 644条, 646条1項)について履行の提供をすれば、これらの債務について遅滞の責を免れることとなりますが、これらの債務自体が消滅するわけではありません。とはいえ、現金・動産以外の財産は、本人の死亡によって全相続人の遺産共有の状態になるため、相続人が管理計算報告・引継ぎにつき受領拒絶をしたとしても、後見人等としては、それ以上に権利を徴表する書類²の引継ぎまで行う必要はありません。また、動産についても、民法873条の2第1号, 第3号や民法918条2項の「相続財産の保存に必要な処分」による寄託・換価・廃棄が考えられる場合には、これらの処分後に動産の売得金及びその他の

¹ 今回も、本人死後の後見人等を含めて「後見人等」と表記する。

² 本人名義の預貯金通帳・証書, 登記関係書類等をいう。

現金の総額から報酬を控除して残金を供託した後、相続人に対して処理の内容を通知することによって、全ての事務を終了することができます。

したがって、多くの事案においては、民法918条2項に基づいて相続財産管理人を選任するまでもなく、後見事務を終了することが可能であると考えられます。

(2) 要件(1) - 紛争性が極めて高いこと

しかしながら、①相続人間の対立が激しく、誰が引継ぎを受けるかも定まらない場合³、②相続人が後見人等の財産管理に不信感を抱いており、引継ぎを受けると後見人等の財産管理を追認することになるとして、引継ぎを拒否する場合のように、紛争性が極めて高い類型についてまで前記(1)の取扱いを貫徹すると、後見人等が相続人間の紛争に巻き込まれ、管理権限を失った後も事実上長期間にわたり相続財産を保有しなければならない事態が起きることが懸念されます。そのため、紛争性が極めて高い事案については、民法918条2項による相続財産管理人の選任の検討が考えられます⁴。

(3) 要件(2) - 相続財産管理人選任の必要性があること

とはいえ、民法918条2項による相続財産管理人に求められる事務が、「相続人全員と交渉し、相続人代表者を決めてその者への引継ぎの同意を取る」だけであれば、管理すべき財産の価値に比べて管理費用⁵が不相当に

³ 対立する相続人の双方が、①自分は財産を引き継ぐ意思はないが、相手が引き継ぐことにも反対する場合と、②いずれも自分に引き継ぐよう求める場合が考えられる。

⁴ 後見センターでは、本文に記載した事案のほか、法律専門職以外の第三者が後見人等である場合(市民後見人等)に、財産引継ぎの前提としての全相続人調査等を目的として、民法918条2項に基づく相続財産管理人選任の申立てを行うことを想定している。もっとも、弁護士が後見人である場合は、自ら戸籍等の資料を取得して相続人調査を行うことができるため、このような目的の申立ては想定されていない。選任の目的や申立者等が異なるため、後見センターでは、民法918条2項に基づく相続財産管理人を選任すべき2つの類型を「親族間紛争型」、「相続人調査型」と呼んで区別している。

⁵ 相続財産管理人に対する報酬を含む。

高額となり、相続財産管理人選任までの必要性はないと考えられます⁶。したがって、選任の必要性が認められる場合とは、相続財産管理人に、上記の事務に加えて次のような事務が期待される場合といえます。

ア 相続財産中に借地権又は住宅ローン付き住宅や、事業用不動産（抵当権付）があり、これらの財産を維持するためには、今後も継続的な弁済が必要となるが、相続人間の対立が激しいため、今後も相当長期⁷にわたり相続人全員による預金の解約や払戻しが期待できない。

イ 相続財産の中に事業用不動産があり、相続発生後も継続的に家賃の入金を受け入れる必要がある。

ウ 相続財産の中に、財産的価値は高いが換価が困難な動産（美術品等）があり、適切な方法で保管を続ける必要がある。

(4) いわゆるスライド選任について

民法918条2項の相続財産管理人は、後見人等から管理計算報告・引継ぎを受ける立場にあり、場合によっては後見人等に対して善管注意義務違反を追及する立場にあります。このため、後見センターでは、後見人等をそのまま相続財産管理人に選任することは、後見人等による財産管理の適正さをチェックする機会が失われることになり、望ましくないと考えています。

(5) 手続の流れ

⁶ 相続財産の保存を目的とした相続財産管理人の選任によって、むしろ相続財産の減少を来たすことになるおそれがある。

⁷ 弁済期末到来の地代や住宅ローン等の債務も、契約の解除を免れる限度での支払は「相続財産に属する特定の財産の保存に必要な行為」（民法873条の2第1号）として、元後見人の立場で行うことができる（そのための預金の払戻しには3号許可を要する）。しかし、遺産分割の長期化が予測される場合に、分割成立まで元後見人の立場で被相続人名義の口座から弁済期末到来の債務を支払い続けることは民法873条の2の趣旨を超えており、この場合は918条2項の相続財産管理人選任の必要があるといえる。とはいえ、地代やローンの月額が僅少で、相続財産管理人の報酬のほかが高額になる場合にまで選任の必要性を認めることは難しい。

知れたる相続人が管理計算報告・引継ぎについて受領拒絶をし、かつ要件(1)(2)を満たす場合には、後見人等は、対立する相続人双方に対し、一定の期限を定めた上で、引継ぎに応じるか、あるいは、遺産分割調停及び審判前の保全処分としての財産管理者の選任(家事事件手続法200条1項)をするかを求めます⁸。期限が経過したにもかかわらず、相続人が引継ぎにも調停申立てにも応じない場合、後見人等は、後見センターに民法918条2項の相続財産管理人選任の申立てをし、相続財産管理人が選任された後、同管理人に管理計算報告書類と相続財産を引き渡し、後見センターに対し、死後事務終了時までの報酬請求と終了報告をすることになります。

3 管理財産が少額の事案で民法952条に基づく相続財産管理人選任を申し立てるまでの手続

(1) 問題の所在

これまで、後見人等が本人の死亡後も長期間にわたり本人(被相続人)の財産を権限なく管理してきた事案には、民法952条の相続管理人選任の要件を満たしている可能性はあるものの、本人の管理財産(相続財産)中、預貯金・現金等の流動資産があまりに少額であるため、相続財産管理費用が見込めない場合⁹が多くあったと思われます。しかし、そのような場合にまで、全ての相続人を調査した上で民法952条の相続財産管理人を選任しなければ後見事務を終了できないと考えることには疑問があります。

(2) 管理財産額少額の場合

⁸ このとき、後見人等は、相続人らに対し、所定の期間内に引継ぎにも調停申立てにも応じなければ、大阪家庭裁判所に民法918条2項による相続財産管理人選任申立てをすること、相続財産管理人の報酬は相続財産の中から支払われることを伝える。

⁹ 戸籍を収集して第1順位から第3順位までの全相続人を調査する費用もないことがある。

そこで、今般、後見センターでは、①後見人等の手持ちの戸籍資料によれば相続人が不存在である見込みが高い場合、あるいは②知れたる相続人が相続放棄（予定）を理由に管理計算報告・引継ぎについて受領拒絶をした場合には、後見人等が、次の事務フローに従って管理計算報告・引継ぎまでの事務を終える運用を始めることにしました。

ア 死後事務

後見人等は、まず、次の死後事務¹⁰を行います。本人の財産が少額で、かつ、債務が多額である場合のように、後見人等としてどこまでの事務を行うべきか疑問があれば、事前に後見センターに相談してください。

- ・ 弁済期到来後の債務の支払
- ・ 火葬・葬儀・永代供養¹¹
- ・ 無価値動産の廃棄¹²

イ 報酬請求

後見人等は、最終の後見事務報告書、死亡時点を基準時として作成した財産目録を付けて、後見センターに報酬請求をします。後見センターは、次の付加報酬を勘案して、前回後見事務報告から死後事務終了時までの後見人報酬（最後報酬）の額を決めることとなります。

- ・ 通常の死亡時引継事務に係る付加報酬
- ・ 財産僅少による過去の報酬減額を考慮した付加報酬
- ・ 死後事務に係る付加報酬

¹⁰ 民法873条の2（後見）、民法874条において準用する654条（後見・保佐・補助共通）に基づき行う。死後事務費用は、3号許可により本人名義の口座から引き出すか（後見）、本人の生前に引き出した現金の中から支出する（後見・保佐・補助共通）。

¹¹ 本人が残した少額の相続財産の限度で行う簡易な形の葬儀・永代供養（3号許可の対象）

¹² いわゆる「ゴミ屋敷」の片付け（腐敗物のみでも）など。3号許可に基づいて行うほか、民法918条2項の「相続財産の保存に必要な処分」として行うことが考えられる（第6回）。

ウ 全相続人調査・民法952条に基づく相続財産管理人選任申立ての検討

最後報酬を支払った後、本人名義の財産が少なくとも30万円残っている場合には、後見人等は、民法952条に基づく相続財産管理人選任の申立ての必要性がある事案かどうかを後見センター¹³に相談します。

申立て相当との判断がされた場合、後見人等が弁護士であれば、自身で全相続人調査を行っていただきます。その結果、相続を承認する相続人が一人でも存在すれば、第6回で説明した手続の流れ(3(2))により管理終了まで進めてください。これに対し、戸籍上相続人が存在していないか、相続人全員の相続放棄が確定するなどして、民法952条の相続財産管理人選任の要件が満たされれば、家事4部財産管理係に、民法952条に基づく相続財産管理人選任の申立てをしていただくこととなります¹⁴。

申立ての必要性がないと判断された場合¹⁵、後見人等は、管理中の現金を供託します。なお、預貯金口座があっても、その徴表となる書類(通帳等)の引継ぎは不要であることは、前回説明した通りです。

エ 後見センターへの管理終了報告

後見人等は、後見センターに対し、前記ウの事務についての報告書を提出することにより、全ての手続を終了します。

4 おわりに

後見センターでは、平成30年8月1日から本人死亡後の事務についても監督処分を行うため、同年6月下旬には最終の後見等事務報告書や死亡

¹³ 952条に基づく申立ての必要性があるかどうかは、後見・財産管理の双方を担当する家事4部裁判官が検討する。

¹⁴ 全相続人調査に係る費用と、民法952条の相続財産管理人選任申立てまでの付加報酬は、相続財産管理事件の中で検討することになる。

¹⁵ 本人名義の財産が30万円未満の場合を含む。

時財産目録の書式を整え、皆様にご利用できる形で提供する予定にしています。これらの書式の利用方法は、今後の研修でご説明するとともに、次回の後見センターだよりでも紹介いたしますので、よろしく申し上げます。

細かいことを言いますが

第7回のテーマは、「報酬付与申立時の注意事項」

今回は、報酬付与申立ての際に注意していただきたい事項についてご紹介いたします。以前このコーナーで取り上げた内容と重複する部分もありますが、ご容赦ください。

当庁の申立書式の1番上に、誰に対する報酬付与申立てなのかを記載する欄があるのですが、目立たないためか、この欄のチェック忘れが多いので注意してください。チェック繋がり、報酬付与申立事情説明書の「2 付加報酬について」及び「3 報酬助成について」のチェック忘れが多いので気を付けてください。1を記入して油断してしまうのでしょうか。

財産目録の「記帳を確認した日」欄は、財産目録の報告基準日後に通帳の記帳をした上で新しい記載又は新しい記載がないことを確認した日を記入してください。数年前から入出金が全くない口座について、通帳の最終入出金の日付がこの欄に記載されているものが散見されますが、これだと金融機関に行って記帳してきてください、ということになってしまいます。

書面の提出忘れが非常に多いのが、監督人からの報酬付与申立ての際の後見等事務報告書です。当庁の監督事務報告書の書式には、報告対象期間における収支変動や臨時収支等、裁判所の審査に不可欠な情報についての記載がありません。監督人として報酬付与申立てをする場合には、監督事務報告書以外に後見等事務報告書の提出をくれぐれもお忘れなきようお願いいたします。